

施設整備検討資料作成業務委託

仕 様 書

令和 6 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総 則

1-1	適用範囲	1
1-2	業務委託の目的	1
1-3	業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者	1
1-4	監督職員	1
1-5	業務委託の施行	2
1-6	打合せ及び記録	2
1-7	資料の貸与	2
1-8	法令等の遵守	2
1-9	中立性の保持	2
1-10	秘密の保持	2
1-11	参考文献等の明記	2
1-12	疑義の解釈	2
1-13	成果品の検査	3
1-14	成果品の帰属	3
1-15	納期	3
1-16	書類提出及び成果品	3

第2章 業務内容

2-1	業務概要	4
2-2	業務協議	4
2-3	施設整備検討資料作成	4

第1章 総則

1-1 適用範囲

1 本仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

- (1) 委託番号 業令6第1号
- (2) 委託名 施設整備検討資料作成業務委託
- (2) 委託期限 契約日の翌日から令和7年3月5日限り

1-2 業務委託の目的

1 印旛広域水道用水供給事業は、印旛地域の市町村により昭和56年3月に創設され、計画1日最大給水量や施設整備計画などについて2回の変更認可を取得し、事業を実施しているところである。

現在は、施設整備に係る費用を軽減するため、基幹施設整備の一部を中止し、これに見合う施設能力を千葉県企業局の行政財産使用許可を得て、浄水処理を千葉県企業局に第三者委託し事業運営を進めている。しかしながら、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の長期水需要予測によると、近い将来、北総浄水場系統の浄水能力及び柏井浄水場系統の送水能力が現在の施設能力を超過する見込みである。

このことを踏まえ、施設整備の再検討が喫緊の課題となっており今後の水需要と施設の整合性を図るため、現時点で組合が想定した複数の施設整備方式について、整備内容及びそれに係る工期や費用、認可手続き等を検討するための資料作成を委託で行うものである。

1-3 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者

- 1 受注者は、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者を定め組合に通知するものとする。
- 2 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は兼ねることができない。
- 3 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門／上下水道／上水道及び工業用水道）とし、資格証明書及び当該企業と雇用関係にあることを証明する書類を提出する。

1-4 監督職員

- 1 本業務委託は、組合職員（以下「監督職員」という。）が、業務委託契約書、本仕様書等に定められた事項の範囲において、業務施行上の指示及び監督を行うものとする。
- 2 受注者は、業務の施行にあたり、当該契約に基づき、組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1-5 業務委託の施行

- 1 受注者は、業務委託の施行にあたり、組合の目的を十分理解したうえで適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確で丁寧に行わなければならない。
- 2 受注者は、本業務委託のうち、特に審議・検討を要するものについては、監督職員と十分に審議・検討する。

1-6 打合せ及び記録

- 1 業務主任技術者（管理技術者）は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等協議内容について、速やかに記録し提出しなければならない。

1-7 資料の貸与

- 1 本業務委託の施行にあたり、必要となる資料については、組合が所有しているものはこれを貸与し、その他の資料は組合の仲介により受注者が収集するものとするが、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。

なお、貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済しなければならない。

1-8 法令等の遵守

- 1 受注者は、業務の施行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-9 中立性の保持

- 1 受注者は、各種調査をはじめとする業務の施行にあたり、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1-10 秘密の保持

- 1 受注者は、本業務委託の施行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-11 参考文献等の明記

- 1 受注者は、業務委託で参考とした文献や資料については、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

1-12 疑義の解釈

- 1 受注者は、業務施行上必要と認められるもので、本仕様書に疑義が生じた場合、また、本仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは、内容に相互符合しな

い事項がある場合は、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

1-13 成果品の検査

- 1 受注者は、業務完了後、業務主任技術者（管理技術者）立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。
- 2 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。
- 3 業務完了後において、監督職員から説明を求められたときには、直ちに業務主任技術者（管理技術者）を派遣し、これに答えなければならない。また、受注者の責に伴う契約の不適合が確認された場合、受注者は直ちに修正を行わなければならない。なお、これに要する経費は受注者の負担とすること。

1-14 成果品の帰属

- 1 成果品は全て組合の帰属とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

1-15 納期

- 1 成果品の納期は本業務委託期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したものについては、提出を求める場合がある。

1-16 提出書類及び成果品

1 提出書類

- | | | |
|-------------------------------|--------------------|-----|
| (1) 業務着手届 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (2) 業務主任技術者（管理技術者）選任通知書 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| 経歴書及び T E C R I S の写しを添付すること。 | | |
| 照査技術者及び各担当技術者についても提出すること。 | | |
| (3) 業務工程表 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| (4) 業務カルテ(登録内容確認書) | (受注・変更・完了後 10 日以内) | 1 部 |
| (5) 業務計画書 | (契約後 15 日以内) | 2 部 |
| (6) 業務完了報告書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (7) 業務目的物引渡申出書 | (業務完了時) | 2 部 |
| (8) その他必要とする書類 | | 1 式 |

2 成果品

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 報告書（A4判黒表紙製本） | 3 部 |
|-------------------|-----|

(2) 概要版 (A4判)	3部
(3) 打合せ議事録及びその他参考資料	1式
(4) 上記に関する電子データ (CD または DVD)	3枚

第2章 業務内容

2-1 業務概要

1 本業務委託は、現時点で組合が想定した施設整備方式に係る整備内容、工期、費用、認可手続き、財政シミュレーション、特徴、メリット・デメリット等の施設整備検討に必要な資料の収集、整理、作成を行うものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 施設整備検討資料作成業務

- ① 業務協議
- ② 施設整備検討資料作成

2-2 業務協議

1 業務を円滑に行うため、下記の各段階で必要な事項について協議を行うものとするが、その他組合の必要に応じて協議を行うものとする。

- (1) 業務開始時
- (2) 中間打合せ (2回程度)
- (3) 最終打合せ (納品時)

2-3 施設整備検討資料作成

1 現況の把握

(1) 既存資料により現況やこれまでの検討経緯を把握すること。

- ① 組合認可関係書類、組合事業年報、印旛広域水道ビジョン・経営戦略、印旛広域水道用水供給事業事業見直し調査業務委託 (平成14年9月) の成果等について把握し整理すること。
- ② 今後の水需要量については組合から提供する。

2 検討ケースの整理

組合が施設整備方式として想定する以下のケースを基本とし、各ケースのイメージ図、基本条件、水量を含めた導送水フロー等について整理すること。

検討を進める中で、組合の要望等を踏まえ若干の検討ケース追加の可能性があるが、これについても対応すること。

また、以下のケース以外に将来水需要量への対応に適した整備方式がある場合には、組合へ提案し検討を行うこと。

ケース名	ケースの概要	現時点の 想定水量
ケース 1 北総浄水場増設	北総浄水場内に、組合の水需要量に対応可能な施設を組合の費用負担で増設する。管理は県企業局へ委託する。	50,000 m ³ /日 (北総浄水場系)
ケース 2 柏井浄水場系送水管の延伸	柏井浄水場系送水管を延伸し、成田市並木町配水場及び山口配水場までの供給を可能とする。管理は組合で行う。	38,000 m ³ /日 (送水系 [*] +成田市)
ケース 3 全部単独整備	取水場 1 箇所、浄水場 1 箇所の整備及び供給地点までの送水管等の施設全般を組合が単独で整備する。管理も組合で行う。	135,380 m ³ /日 (1.567 m ³ /s) (水利権水量)
ケース 4 前新田浄水場の組合施設化、改修	長門川水道企業団の施設である前新田浄水場を組合施設とし、長門川水道企業団での使用水量及び組合が必要とする水量を供給可能な施設へと全面改修する。管理も組合で行う。	9,100 m ³ /日 (長門川(企)対象)
ケース 5 新規井戸整備	井戸の規制区域外の地域（成田市の旧大栄町地域を想定）で井戸を新規整備し、配水池や供給地点までの送水管も組合が単独で整備する。管理も組合が行う。	19,000 m ³ /日 (成田市対象)
ケース 6 柏井浄水場系管路への中継ポンプ場整備	柏井浄水場系での送水量増加に伴い不足する圧力を補うため、送水管路へ中継ポンプ場を整備する。管理も組合で行う。	100,000 m ³ /日 (柏井系+成田市)
ケース 7 柏井浄水場系管路へのバイパス管路整備	柏井浄水場系での送水量増加へ対応するため、バイパス送水管路を整備する。管理は組合で行う。	100,000 m ³ /日 (柏井系+成田市)
ケース 8 柏井浄水場ポンプ設備増設	柏井浄水場内に、組合の水需要量に対応可能なポンプ設備を組合の費用負担で増設する。管理は県企業局へ委託する。	100,000 m ³ /日 (柏井系+成田市)

※送水系とは、印東加圧ポンプ場から送水を行っている系統。

3 費用の算定と費用負担

2で整理した各検討ケースに関して、イニシャルコスト（調査設計費、工事費等）、ランニングコスト（人件費、動力費、薬品費、委託費等）を算定する。

費用算定については、既存資料の金額に水量補正、デフレーターを乗じて補正、国の費用関数での算定、近隣の類似施設の費用を用いて算定など、簡易的な試算とする。

また、国庫補助金等の活用についても留意し、組合が負担すべき費用について整理する。

なお、ランニングコストは10年間分とする。

4 メリット・デメリットの整理

3で整理した費用から定量的な評価、また、検討ケースの実現可能性及び水需要の変動並びに認可変更への対応、維持管理の容易さといった観点から定性的な評価を行い、メリット・デメリットについて整理・比較を行う。

5 財政シミュレーション

直近の決算状況を踏まえて財政収支算定の条件を設定し、3及び4での整理を踏まえケース毎に財政シミュレーションを行うことで、財政収支見通しを検討する。

なお、その際は、健全な財政収支見通しを継続することが可能となるように、必要に応じて料金改定を踏まえて検討する。

6 事業推進上の留意事項の整理

ケース毎に、事業を推進するうえでの留意事項及び施設整備スケジュールを整理する。

7 報告書のとりまとめ

上記までの検討内容をとりまとめた報告書を作成する。

8 照査

照査技術者は、上記内容の基本条件、決定事項等の妥当性を照査すること。